

振動ローラー

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

証明書
発行日

2 年 5 月 12 日

様式SR-RV-01-F

[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用]証明書
発行No.

5-11

印章
No.

0296 446

メーカー名		三笠		管理No.	DA-472		使用者住所	中城村字久場1991番地		
型式		MRH-601DS		車検 有効期間	—		氏名又は名称	町田機工株式会社		
製造 番号		K10392		走行 距離	km		機械管理者氏名	町田宗才		
性能 (運転質量)		569 kg		稼働 時間	44 h		検査業者登録番号	第 1 7 号		
検査 実施場所		沖永良部		検査業者又は事業者 住所・名称		沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株)				
検査 年月日		2 年 5 月 12 日		検査者 氏名		山田 豊				
区分	No.	検査箇所		検査内容		検査方法		検査結果	補修 内容	
エンジン	1	エンジン警告灯 (電子制御式)		警告灯の表示 (アイドル・無負荷最高回転、弁隙間、圧縮圧力)		目視、操作		✓		
		本体 *ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 *弁隙間の異常による異音がなく、回転の状態、排気色、排気音に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a *始動性	かかり具合、異音、始動時予熱機能の作動		目視、操作、聴診		✓		
	b *回転の状態		アクセルの作動、回転具合		目視、操作、聴診		✓			
	c *排気の状態		アイドリング回転 (980 min ⁻¹)、無負荷最高回転 (2100 min ⁻¹)		操作、回転計		✓			
	d *エアクリナー		排気色、排気音		目視、操作、聴診		✓			
	e *締付け		排気管、マフラー等のガス漏れ		目視、操作、聴診		✓			
	f *弁隙間		ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量		目視、聴診		✓			
	g *圧縮圧力		シリンダーヘッド・マニホールドの締付け		トルクレンチ		—	✓		
	h *弁隙間		弁隙間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)		シクネスゲージ、目視		—	—		
	i *圧縮圧力		圧縮圧力 (MPa)		圧縮圧力計、目視		—	—		
2	*潤滑装置		異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ		目視、聴診		—	—		
3	*燃料装置		油圧、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷		目視、レンチ等		✓			
4	*冷却装置		燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり		目視		✓			
5	*電気装置		水量、汚れ、漏れ、目詰まり、ホースの損傷・ひび割れ・老化、ラジエーターキャップの機能・損傷、ベルトの緩み・摩耗・損傷、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付		目視、聴診、レンチ等		✓			
6	*エアコンプレッサー		充電装置機能、バッテリーの液量・端子緩み・腐食、配線の緩み・損傷		目視、聴診、テスター		✓			
7	*エアコンプレッサー		異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク凝水、作動		目視、聴診、圧力計、操作		—	—		
動力伝達装置	8	遠心クラッチ		異音、異常振動、異常発熱		目視、操作、聴診、聴診		—	—	
	9	カップリング		異音		目視、操作、聴診、聴診		—	—	
	10	分配機		異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ		目視、操作、聴診、聴診		—	—	
	11	トランスミッション		作動、レバー抜け、異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ		目視、操作、聴診、聴診		—	—	
	12	減速機		異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ		目視、操作、聴診、聴診		✓		
	13	プロペラシャフト		振れ、スプライン・軸受部・センターベアリングのがた、連結部緩み・損傷		目視、レンチ等		—	—	
	14	デフレンシャル		異音、油量・汚れ、油漏れ、デフロック作動		目視、操作、聴診		—	—	
15	チェーン・スプロケット		緩み、リンクプレート・ローラーの摩耗、割りピン欠損、スプロケット歯の損傷・摩耗		目視、スケール		—	—		
16	駆動ギヤ		異音、損傷、摩耗、取付け、油量・汚れ、油漏れ		目視、操作、聴診、レンチ等		—	—		
振動装置	17							—	—	
	18	振動機		異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ		目視、操作、聴診、聴診		✓		
	19	ベルト		緩み、損傷、摩耗		目視、操作、スケール		✓		
	20	防振ゴム		へたり、劣化、ひび割れ、取付		目視、レンチ等、テストハンマー		✓		
	21	電磁クラッチ		異音、異常発熱		目視、操作、聴診、聴診		✓		
	22							—	—	
走行装置	23	ヨーク (含むキングピン)		がた、異音、損傷・変形、取付		目視、聴診、レンチ等		✓		
	24	ロール (ロードローラー)		前輪	がた、異音、損傷・変形		目視、探傷器		✓	
				後輪	がた、異音、損傷・変形		目視、探傷器		✓	
	25	ホイール (タイヤ)		前輪	空気圧、亀裂、損傷、偏摩耗、溝深さ、異物、ボルト・ナットの緩み・脱落、ホイールディスク等の亀裂・損傷・変形、ベアリング部のがた・異音・異常発熱		タイヤゲージ、目視、スケール、レンチ等、聴診、聴診		—	—
				後輪	空気圧、亀裂、損傷、偏摩耗、溝深さ、異物、ボルト・ナットの緩み・脱落、ホイールディスク等の亀裂・損傷・変形、ベアリング部のがた・異音・異常発熱		タイヤゲージ、目視、スケール、レンチ等、聴診、聴診		—	—
操縦装置	26							—	—	
	27	棒ハンドル (ハンドガイド)		亀裂、損傷、変形、取付、ロックの効き		目視、操作、レンチ等		✓		
	28	ハンドル		ハンドルの振れ・取られ・戻り具合・重さ、緩み、がた		目視、操作		—	—	
	29	ギヤボックス、ステアリングバルブ		油量・汚れ、油漏れ、取付、オービットロール作動		目視、操作、レンチ等		—	—	
	30	ロッド、アーム類		亀裂、損傷、曲がり、連結部がた・摩耗・取付、ブーツ亀裂・損傷		目視、探傷器、レンチ等		—	—	
	31	かじ取り車輪		ハンドル回転角度・かじ取り車輪角度の異常、ストッパーボルト取付、車輪と他の部分との接触		目視、操作、レンチ等		—	—	
	32	パワーステアリング装置		油量、シリンダーロッドの傷、ホース等の損傷・ひび割れ・老化、配管等取付・干渉、シリンダー・ホース等の油漏れ		目視、操作、レンチ等		—	—	
	33	アーティキュレート機構		ステアリング角度、センターピン部のがた・亀裂・損傷・変形		目視、操作、スケール		—	—	
	34							—	—	

証明書
発行日 7 年 5 月 12 日

様式SR-RV-02-F

3 年 間 保 存

DA-472

証明書
発行No. 5-11

検査
No. 0296 446

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容					
					良	不良						
制 動 装 置	35	走行ブレーキ	ペダルの遊び・床板との隙間、効き(制動距離 m)、エア混入	目視、操作、巻尺	✓	—	—					
	36	駐車ブレーキ(レバー・スイッチ)	引き代、引き力、戻り具合、効き具合、爪・ラチェット部の損傷・摩耗	目視、操作、ばかり	✓	—	—					
	37	ロッド、リンク、ケーブル類	損傷、クランプ取付、連結部緩み、がた、割りピン欠損	目視、レンチ等	✓	—	—					
	38	ホース、パイプ	油漏れ、エア漏れ、損傷・ひび割れ・老化、クランプ等の取付、干渉	目視、石けん水、レンチ等	✓	—	—					
	39	オイルブレーキ	*シリンダー作動、油漏れ、油量・汚れ、効き具合	目視、操作	—	—	—					
	40	エアブレーキ	ブレーキチャンバーロッドの作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、スケール、石けん水	✓	—	—					
	41	ブレーキ倍力装置	弁の作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、石けん水	✓	—	—					
	42	ブレーキドラム、 ブレーキシュー	ライニング隙間、*ライニングの剥離・損傷・摩耗、 *アンカーピンの腐食・スプリングへたり、*ドラムの亀裂・損傷・摩耗	目視、スケール、探傷器	✓	—	—					
	43	バックプレート	亀裂、損傷、変形、取付	目視、レンチ等	✓	—	—					
	44	駐車ブレーキドラム、 ライニング	ドラム取付、*ライニングの剥離・損傷・摩耗、 *ドラムの亀裂・損傷・摩耗	目視、スケール、探傷器、 レンチ等	✓	—	—					
45	ネガティブブレーキ(駐車用)	スイッチの作動・損傷、効き、解除ボルトの欠損	目視、操作	✓	—	—						
46												
作 業 装 置	47	散水ポンプ装置(機械式)	異音、プロペラシャフトのがた・損傷、ベルトの緩み・損傷・摩耗、 散水状態、水漏れ、損傷	目視、操作、聴診 スケール	✓	—	—					
	48	散水ポンプ装置(電動式)	異音、異常振動、散水状態、水漏れ、損傷	目視、操作、聴診、触診	✓	—	—					
	49	散水タンク	亀裂、損傷、取付け、水漏れ、水の汚れ	目視、レンチ等	✓	—	—					
	50	散水フィルター、ノズル	エレメントの目詰まり、水漏れ、損傷、ノズルの目詰まり	目視	✓	✓	C					
	51	ホース、パイプ及びコック類	損傷、取付	目視、レンチ等	✓	—	—					
	52	泥よけ装置	作動、ブレード・アームの損傷・変形・取付	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	53	マットブラシ	作動、ブラシ・ホルダーの損傷・変形・取付	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	54											
油 圧 装 置	55	作動油タンク	油漏れ、*作動油の油量・汚れ、エア漏れ、ブリーザー目詰まり、取付	目視、レンチ等、石けん水	✓	—	—					
	56	フィルター	油漏れ、*汚れ・目詰まり・損傷	目視、触診	✓	—	—					
	57	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂・損傷・老化・ひび割れ・ねじれ、油漏れ、取付	目視、レンチ等	✓	—	—					
	58	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	✓	—	—					
	59	HST用ポンプ 付風弁	ポンプコントロール弁 前後進の切換、中立、油漏れ プレッシャーオーバーライド弁 負荷時吐出量、油漏れ	目視、操作	✓	—	—					
	60	油圧モーター	走行用 油漏れ、異常振動・異音・異常発熱 振動用 油漏れ、異常振動・異音・異常発熱	目視、操作、テスター 目視、操作、聴診、触診 目視、操作、聴診、触診	✓ ✓ ✓	—	—					
	61	油圧シリンダー	ステアリング用 作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷	目視、操作、スケール	✓	—	—					
	62	制御弁(コントロールバルブ) (方向制御・圧力制御・流量制御)	方向制御弁の作動、圧力制御弁の作動、流量制御弁の作動 油漏れ、取付	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	63	逆止め弁	作動、油漏れ	目視、操作	✓	—	—					
	64	オイルクーラー	油温、フィンの目詰まり、パイプの変形・破損、油漏れ、ホースの損傷 ベルトの緩み・損傷・摩耗、モーターの振動・異音・発熱	目視、聴診、触診、スケール	✓	—	—					
65												
操 作	66	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓	—	—					
	67											
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	68	シャシーフレーム	亀裂、変形、取付	目視、レンチ等、テストハンマー	✓	—	—					
	69	キャブ、キャノピー及びカバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等の開閉、ロック・キーの作動、 ガラスのがた・破損	目視、操作	✓	—	—					
	70	座席	座席調整・ロック装置の作動、損傷、取付	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	71	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視、レンチ等	✓	—	—					
	72	けん引具	損傷、変形、ピン欠損	目視	✓	—	—					
	73	歯止め	欠損、損傷	目視	✓	—	—					
	74	表示板	損傷、取付	目視	✓	—	—					
	75	灯火装置、方向指示器、窓拭き器、 デフロスター等	作動、損傷、取付、レンズの破損・水浸入	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	76	計器類	作動、損傷	目視、操作	✓	—	—					
	77	警告器、後写鏡、反射鏡	音量、音質、汚れ、損傷、写影、取付	目視、操作、触診、レンチ等	✓	—	—					
	78	挟れ防止装置(非常停止装置)	作動、変形、取付	目視、操作、レンチ等	✓	—	—					
	79	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓	✓	✓					
80												
総 合	81	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓	—	—					
排 装 置	82	**一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・取付・損傷、排気温度警告装置配線の取付・損傷 排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・取付・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓	—	—					
別紙 様式SR-ZC-03等に補修措置及び事業者への要請等を記載				次回特定自主検査実施年月		7 年 5 月						
備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の適用を受ける(車検を受けて登録番号を取得した)機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行なったことが定期点検記録簿により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。 6. ★印は「安全法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。			記 号	交	分	修	調	締	清	給	該
					換	解	理	整	付	掃	油	当
					×	⊗	△	A	T	C	L	—

事業者への要請等及び補修措置

證 明 書

7 年 5 月 12 日

定期自主
標章No.

3 年 間 保 存

定期(特定)自主検査記録表

証明書
発行No.

5-11

特自檢
標章No.

0296446

事業者への要請等

糸車前水.才此点検して下さハ

補 修 等 の 措 置 内 容

[illegible]